

【表紙】

【提出書類】

訂正発行登録書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2024年6月17日

【会社名】

クレディ・アグリコル・エス・エー
(Crédit Agricole S.A.)

【代表者の役職氏名】

最高経営責任者代理
ジェローム・グリヴェ
(Jérôme GRIVET, Deputy Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】

フランス、セデックス、モンルージュ、92127、
合衆国広場 12番地
(12, place des États-Unis 92127 Montrouge Cedex France)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 小 林 穰

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6775-1000

【事務連絡者氏名】

弁護士 安 藤 紘 人
弁護士 樋 口 政 隆
弁護士 佐 野 美 由 香
弁護士 完 山 聖 奈

【連絡場所】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6775-1914

【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】

社債

【発行登録書の内容】

提出日	2024年4月5日
効力発生日	2024年4月14日
有効期限	2026年4月13日
発行登録番号	6 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	426,400,000,000円

【効力停止期間】

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、
2024年6月17日（提出日）である。

【提出理由】

発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種
の書類が新たに提出されたため、また、同発行登録書の一定の記
載事項に訂正を加えるため、本訂正発行登録書を提出するもので
ある。（訂正内容については、以下を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1 【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第二部 参照情報

第1 参照書類

< 訂正前 >

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2022年度）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

2023年5月31日関東財務局長に提出

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 半期報告書

半期報告書

事業年度（2023年度中）（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

2023年9月28日関東財務局長に提出

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2024年4月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を2023年6月15日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2023年6月29日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2023年9月4日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2024年1月16日に関東財務局長に提出

< 訂正後 >

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年5月28日関東財務局長に提出

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 半期報告書

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2024年6月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を2024年6月17日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本3の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

該当事項なし。

第2 参照書類の補完情報

<訂正前>

該当事項なし。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本訂正発行登録書提出日（2024年6月17日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、本訂正発行登録書提出日（2024年6月17日）においてもその判断に変更はなく、2024年5月30日付発行登録追補書類に添付されている「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、新たに記載する将来に関する事項もない。

なお、当該有価証券報告書および「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成および将来の業績を保証するものではない。